

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十二第

行發日一月九年三和昭

論叢

租稅組合論 法學博士 神戶正雄

海運に於ける運賃の最高限度 經濟學博士 小島昌太郎

ジムメル社會學概念批判 文學博士 米田庄太郎

時論

日支通商條約廢棄について 法學博士 末廣重雄

說苑

學と實踐 經濟學士 福井孝治

ベルギー國立銀行制度の改正 經濟學士 松岡孝兒

雜錄

普國ける於小學校經費負擔の調節 經濟學士 中川與之助

勞働者家族所得保險について 經濟學士 近藤文二

獨逸國の臨時部會計 經濟學博士 沙見三郎

法令

農業倉庫獎勵規則

(禁轉載)

時論

支那の不平等條約廢棄に就て

末廣重雄

一

支那に於ける國民革命成功の曉、如何に對外關係の革新を爲すべきやについて、孫文氏は建國大綱の四に

國內の弱小民族は充分之を扶助し、之をして自治の力を有せしめ、外國の侵略に對しては政府は之を防禦し、同時に各國との條約を改修して、我國の國際的地位の平等と國家の獨立とを回復す。

と述べ、氏が總理たりし國民黨の大正十三年一月廣東に於て開會した第一回全國代表大會は、政綱第二の對外政策に關する部分に於て

一切の不平等條約例へば領事裁判權外國人の關稅管理權の如きを始め、苟も支那の政治的權力並に支那の主權を侵害する一切の條約を廢棄し、新に相互平等の條約を締結す。

支那と列國との間に締結する條約にして、支那の利益を毀損するものは須らく之を審査し、双方の主權を害せざることを原則として之を改訂す。

と宣言したが、謂ゆる不平等條約を廢棄し、國際的に自由と平等とを回復することは、是より先に巴里講和會議に於ても、華府會議に於ても、支那全權によつて國民的要求として提出せられ、幾分其の目的を達したのであつた。此の不平等條約廢棄を目的とする運動は大正十四年の五卅事件によつて大に刺戟せられ、其後年とともに熾盛となりつゝあつたから、國民黨が支配する國民政府が支那を統一することが出來次第、支那と列國との間の大問題となるであらうとは、何人も豫期するところであつた。

然らば、國民政府が不平等條約廢棄の爲めに採るべき手段はどうであらうか。明治時代に不平等條約の束縛を解いて、國際的自由平等を獲ることに成功した我國の先例を學んで、先づ内政の改善を行ひ、國力を充實して文明國の資格を作り上げてから、之に相應はしい待遇を要求するであらうか。或は之に反して、國民革命が曲りなりにも成功すれば、直ちに不平等條約の即時廢棄を列國に向ふて主張するであらうか。國民政府の態度は漸進穩健であらうか。將た又急進過激で

あらうか。其の列國に影響するところが大なるだけに、列國政府は之に對する注意を怠たらなかつたが、去る大正十五年末國民政府が廣東より武漢地方に移轉した當時、蔣介石氏が同政府の對外政策として支那新聞記者に語つたところによれば、實に急進的であつた。聯共聯露政策全盛時代であつた當時のことであるから、今日でこそ共產黨打倒を旗印とする蔣介石氏も、列國との條約を蹂躪し、對外債務を踏倒したソヴェト露西亞政府に如何に瘡れてゐたかを知ることが出来るのである。氏豪語して曰く、

南方が最後の勝利を收むれば直ちに現存條約の廢棄を斷行する。支那裁判所の改善を俟つて領事裁判權を撤廢するといふやうな漸進論には斷じて賛成出来ない。條約の改正では到底満足が出来ないのであつて、飽くまで其の廢棄を主張するのである。白支通商條約廢棄の如きは不平等條約廢棄運動の第一歩であつて、此種條約は軍閥を打倒すると同時に全部廢棄する決心である。

全く破壊的であつて、國際信義の如きはまるで眼中になかつた。けれども、國民政府の北伐成功の見込が漸く確實となり、國民黨が支那の政權を掌握する日が近くに從つて、其の不平等條約廢棄問題に對する態度は漸次穩健となるやうに思はれた。

蔣介石氏は今年一月國民政府の外交政策について、不平等條約の廢棄は平和的交渉によつて行

はるべきであるが、若し外國にして交渉を拒むか又は交渉不調に終る場合に於ては、國際慣例に従ひ事情の變化を理由として條約を一方的意思によつて廢棄すべきであると聲明した。此の聲明は、先づ相手國に向つて廢棄の交渉をなし、相手國が之に應せざる場合に始めて一方的意思表示によつて廢棄するといふことを意味するのであつて、一箇年の時の流が氏の意見に幾分の變化を來したことを示した。翌二月國民黨の第四回全體會議の宣言中、外交政策に關するものに至つては層一層穩健着實のものとなつた。同宣言は例によつて例の如く、國民革命の根本的目的は人種的平等及び國家的獨立であつて、一切の不平等條約の廢棄は、此の目的を達成する唯一無二の手段であるといふことを繰返すけれども、急進的に無準備に目的を達成せんとするの困難を指摘して、左の如く支那國民に警告した。

平等獨立の地位に達することは理論上正義と博愛の精神との普及を意味するけれども、實際に於ては國力の表現に外ならない。多大の努力を爲すにあらざれば、他國より平等待遇を受けることは出来ない。吾人はこのことを心に牢記して苦しき試鍊に堪へねばならない。

國際的驕兒として、一時我儘勝手なことを放言してゐた國民政府首腦者の意見が漸次穩健着實に傾くのを見て、私は竊に支那の爲めに喜び、國民革命の前途を祝福したのであつた。

然るに、今春北伐が一應成功し、支那本部が形式だけでも統一せられるに及び、勝利の甘い酒

に酔ふた國民政府は曩の驕兒らしき態度に立戻つて、不平等條約の即時廢棄に着手したのであつた。蓋し不平等條約といふのは時としては或る條約の全部を云ひ、時としては又或る條約の一部を指すこともあるが、通商條約は關稅自主權領事裁判權外國艦船の内地水路航行權租界等に關係があつて、不平等條約中最も重要なものであるから、廢棄の手始に之を問題としたのであつた。そして、此の目的を達する爲めに、後に掲げる諸國との通商條約とともに日支通商條約を滿期の故を以て失效を宣言し、之が爲めに我國と正面衝突を惹起した。誠に彼我兩國の爲めに悲しむべきことであると云はねばならぬ。

二

抑も不平等條約たる性質を有する支那と列國との通商條約は、是等條約が有する其の改廢に關する規定を標準として、之を二種に分つことが出来る。

第一種に屬するものは、千八百九十九年十二月十四日調印の墨其西哥と支那との通商條約である。其の第十九條によれば、「本條約は批准交換の日より起算して十箇年間效力を有し締約國は期間満了の六箇月前に改正を提議することを得。若し兩締約國の何れも之を爲さざるときは本條約は兩締約國の一方が他の一方に對し本條約を消滅せしむるの意思を通告せる日より一箇年の期間満了に至るまで引續き效力を有す」るのであるから、今日に於ては、支那は何時たりとも一箇

年前に通告することによつて條約を廢棄し得るのである。

第二種に屬するものは、改正に關する規定はあるけれども、廢棄に關して何等規定のないものである。此の種類に屬する條約は更に之を二種に分つことが出来る。

(甲) 支那にあらざる締約國の一方のみが改正要求權を有するものであつて、千八百六十五年十一月二日調印の白耳義支那通商條約の如きは之に屬する。同條約第四十六條によれば、白耳義政府が同條約の或る條項を改正せんと欲するときは、批准交換の日(千八百六十六年十月二十七日)より起算して十箇年の後に交渉を開始することを得るのであるが、最初の十箇年の満了六箇月前に支那政府に對して改正の通知を爲さぬときは、同條約は尙十箇年效力を有し、其後各十箇年の終に於ても亦同様であるから、白耳義の意思次第で同條約を永久的に存續することが出来るのである。

(乙) 締約國双方ともに條約改正要求權を有するものである。此種の條約の最も古いものは千八百五十八年六月二十六日調印の英國と支那との通商條約(天津條約)であつて、明治二十九年七月二十一日調印の日支通商條約第二十六條を始め、千八百六十三年七月十三日調印の丁抹支那通商條約第二十六條、千八百六十四年十月十日調印の西班牙支那通商條約第二十三條、千八百六十六年十月二十六日調印の伊太利支那通商條約第二十七條、千八百八十六年四月二十五日調印の佛蘭西支

那通商條約第十八條、千八百八十七年十二月一日調印の葡萄牙支那通商條約第四十六條等——是等の六條約は最近北京政府又は國民政府が失效を宣言したところのものである——は孰れも大體に於て上記英支天津條約第二十七條に則つたものであるが、左に本文に關係のある明治二十九年の日支通商條約第二十六條を掲げる。

締約國の一方は本條約批准交換の日(筆者註——明治二十九年十月二十日批准交換)より十箇年の終了のときに於て稅率及び本條約の通商條款の改正を要求することを得、然れども最初の十箇年の終了せるときより六箇月以内に兩締約國の何れの一方よりも右の要求を爲さず且改正の行はれざる時は本條款並に稅率は前十箇年の終了せるときより更に十箇年間現在の狀態に於て效力を持續すべく爾後十箇年の期間終了する毎に亦同じ。

然るところ、千八百六十五年の白支通商條約の改正期間が一昨年十月二十七日満了するや、同條約第四十六條の規定によれば、北京政府は改正の要求權すら有しないにも拘はらず、「白支通商條約第四十六條の規定によれば、批准交換の日より起算して十箇年毎に改正することを得とあるにより、支那政府は白耳義政府に對し同條約を十月二十七日限廢棄することを提議」し、同時に新條約の商議を即時開始せんことを要求して、白耳義政府と論争を惹起した。千八百六十四年の西支通商條約についても同様、條約改正期間の満了を以て有効期間の満了と曲解し、昨年末其

の失効を宣示したのであつた。國民政府も最近同一理由に基き、千八百六十三年の丁支通商條約、千八百六十六年の伊支通商條約、千八百八十六年の佛支通商條約、千八百八十七年の葡支通商條約等を孰れも消滅に歸したりとし、日支通商條約に關しても亦、去る七月二十日を以て満期に達したとして、其の失効を我が政府に通告し來つた。

三

北京政府は一昨年十月二十日附公文を以て、明治二十九年の日支通商條約第二十六條の、各十箇年の終了するときより六箇月以内に改正を要求することを得といふ規定に基き、同條約及附屬文書の全部に亘り且又明治三十六年十月八日調印の追加日支通商條約及び附屬文書は、本來明治二十九年の通商條約の追加條約たる性質を有するといふことを理由として、一律に根本的改正を爲さんことを我が政府に提議した。當時の北京政府は未だ正式に承認しない政府であつたけれども、我が政府は支那の國民的要求の達成に對して充分好意を有したから、北京政府の此の要求に基き、非公式ではあるけれども交渉開始を欣然承諾したのであつた。

然るところ、明治二十九年の日支通商條約第二十六條によれば、北京政府が改正を要求し得るは稅率及び通商條款に限られ、同條約の他の重要な條項たる支那に於ける我國の領事裁判權に關するもの、如きには及ばないのである。更に又明治三十六年の追加日支通商條約及び附屬文書

に關しても、之が改正の要求を容認する規定がないのであるから、我が政府としては日支通商條約全部に亘つて改正を加へんとする北京政府の要求を拒絶し得たことは疑がない。けれども、第二十六條は國際正義の見地よりすれば本來正當な規定でない上に、條約の規定を楯にとつて條約改正の範圍に制限を加へんとすれば、日本政府の意思次第で不平等條約を永久的ならしめ得るといふ非難を蒙ることを免れ難いから、我が政府は法理論としては自己の主張を保持するごとくに、北京政府の要求を特に同情を以て考量することを辭せざる旨を言明したのである。

爾來我が政府と北京政府との間に改正に關する交渉を重ねたのであるが、改正期間の六箇月以内に改正を完成し得ない場合に關する北京政府の決心はどうであつたか。北京政府は上掲一昨年十月二十日附公文中に「六箇月内に新條約の完成せられんことを熱望する。若し條約改正期間満了しても尙新條約の成立を見ざる時は、中國政府は舊條約に對する態度を決定し之を宣示せざるを得ない。此點に關し中國政府は、に特に其の當然享有し得べき權利を保留する」旨を聲明したのであるが、「當然享有し得べき權利」とは如何なる權利であらうか。恐らく一方的意思表示を以て條約を廢棄する權利を意味するのであらうけれども、斯かる權利は勿論日支通商條約の認むる權利ではないのであるから、我が政府は翌十一月十一日の回答に於て、北京政府の聲明を以て相互信頼の精神と調和せざるものであると云ひ、「帝國政府は斯くの如き保留の字句に對して

失望の念を禁する能はず」とし、條約改正の提議に應ずることに於て、「北京政府の公文中に保留せられたるが如き何等支那の權利なるものを容認する趣意を含まざることを率直に言明」したのであつた。

明治二十九年の日支通商條約第二十六條の解釋としては、昨年四月に満了したのは條約の改正期間であつて、其の有効期間ではない。従つて六箇月の改正期間が満了したからとて條約は效力を喪失するものではない。此の期間内に條約改正が行はれねば、前十箇年の終了したときより、即ち一昨年十月二十日より起算して更に向ふ十箇年間有効であるとして、同期間北京政府のいふ「當然享有し得べき權利」の行使に對して異議を挿み得るは勿論のこと、條約改正の要求を拒絶し得るのである。けれども、改正期間が満了したのを理由として直ちに交渉の打切りを主張するが如きは、支那の不平等條約廢棄の要求に對して餘りに同情のない態度であり、共存共榮の間柄である支那に對して餘りに情誼の乏しいといふ非難を免れない。であるから、交渉を繼續せんが爲めに改正期間を延長して今年七月二十日に及んだのであるが、支那政情不安の爲め何等決定するどころなく、北京政府の倒壊によつて遂に交渉を中止するの已むなきに至つたのである。そして、我が政府は改正期間の延長に同意した都度、國民政府に通告し、同政府は之を默認したさうであるといふことを附け加へて置く。

四

斯様な次第である上に、本文の冒頭に述べて置いた通、國民政府の不平等條約廢棄に關する主張が大分穩健になつたやうであつたから、人をして、國民政府は改正期間の延長を我が政府に求めて、新に改正の交渉を開くことを望むのではあるまいかと思はしめた。國民政府にして合法的に此の提議を爲すに於ては、我が政府は北京政府に對すると同様の誠意ある態度を以て欣然之を應諾したであらうことは、國民政府に對する最近の回答に徴して明である。然るところ、國民政府は去る七月十九日に至り「六箇月の改正期間内に於て新條約完成せざる場合は當然舊條約の無効を宣示すべきものなりしところたゞ中日の邦交關係密接なるを以てこれが邦交を強固親密ならしめんが爲め屢次期限を延長し來りたるも未だ其の結果を見るに至らず。本月二十日を以て再び延長期間満了」となるのであるから、支那と他國との條約にして満期となつたものは當然消滅して之に代るべき新條約を締結すべく、舊條約満期となつてより新條約の締結あるまでは臨時辦法を適用する、といふ七月七日の宣言によつて日支の關係を律すべき旨を我が政府に通告し來つた。此の通告は、要するに條約の改正期間を以て有効期間と解し、七月二十日を以て有効期間が満了するから、條約は當然其の效力を喪失するといふのである。

けれども、日支通商條約には千八百九十九年の墨支通商條約の如く締約國の一方が條約を廢棄

し得る規定がなく、有効期間に關する規定も亦同様であつて、同條約によればたゞ双方ともに改正を提議し得るに過ぎないのであるから、七月十九日の國民政府の通告には何等條約上の根據がない。牽強附會有効期間の満了に名を假りて、實は無法にも一方的意思表示によつて條約を廢棄せんとするものである。國民政府の爲すところは重大なる暴舉であり、國際信義を蹂躪するの甚しきものであつて絶對に承認し難い。國民政府が無法極まる條約失效の主張を撤回せず、臨時辦法を以て我國に臨まんとする限我が政府は斷乎として之に反對し、國民政府の要求する條約改正の交渉に應ずべからざることは、私も參加した關西實業家より成る對支問題協議會が七月十六日大阪に於て決議したところであり、我が政府の七月三十一日附回答の内容も亦之に外ならないのである。

北伐で意外の成功を收め、浮れ氣味となつた國民政府は、日支通商條約失效臨時辦法適用といふ聲をあげたところ、我國の強硬なる反對に逢着して反省した結果、目下我が政府の態度を緩和すべく腐心しつゝあるといふ噂がある。然し、満期を理由とする條約失效の主張は上述の通全然不合理であつて、而かも一旦斯かる不合理なる主張を容認する以上、或は國民政府をして、大正四年五月の南滿洲及東部內蒙古に關する條約は、強迫の下に締結した條約であるから取消し得るといふ先年來の主張を燒直して、關東洲租借地の即時還附を要求せしめる處がないとも限らな

い。斯かる重大なる危険を誘發することあるべき主張を容認することは斷じて出来ない。

けれども、支那側の消息によれば、最近に至り國民政府と佛、伊、丁、西、葡諸國政府との間に妥協成立して、前者は條約廢棄の通告を撤回せず、後者は之に抗議したまへで、そして臨時辦法は適用せぬといふ諒解の下に、條約改正の交渉を開始することになつたさうである。事實であるとすれば、國民政府としては右の諸國政府と同じ立場に在る我が政府に對してのみ其の主張を公然撤回することは頗る困難であらう。さりとて、争ふて相下らず、睨合ひのまへで久しきに亘るところは日支兩國の不幸であるから、國民政府の體面を甚しく傷けず、而かも我が主張を貫徹し得て、局面を打開して行く方法がないものであらうか。

社會民衆黨は七月二十六日の聲明書に於て「條約の末節を捉へて支那の條約廢棄を云々し、威嚇を以て其の存續を企圖するが如きは無智無謀なる傳統的對支政策の一延長を暴露するもの、時代錯誤の甚しきものとなさざるを得ない」といふけれども決して條約の末節に關する争ではない。無產政黨中比較的譯の分つた人の揃つてゐる同黨にして、今回の條約廢棄問題が如何に重大なる意義を有するかについて理解のないのは遺憾千萬である。

五

我が政府は國民政府の不合理なる主張には反對するけれども、同政府が日支通商條約の有效なることを認め臨時辦法適用の主張を撤回するに於ては、改正期間經過後の今日に於ても改正の交

涉に應ずるの誠意と用意とを有する旨を國民政府に通告したのであるから、改正の交渉に入るか否かは全く國民政府の態度如何に繫るのである。そこで、日支兩國政府間に改正の交渉が開始せられるものと假定し、協定すべき改正期間内に改正の交渉が不成立に終る場合に、國民政府は果して如何なる態度をとるであらうかについて考へて見たい。

國民政府外交部長王正廷氏が最近新聞記者などに洩した意見は要するに左の通りである。日本政府は、明治二十九年の日支通商條約は、其の第二十六條により、一昨年十月二十日より起算して向ふ十箇年間有効であるとすゝるが、十箇年後に改正交渉が又もや不調に終れば引續き十箇年有効とし、結局今後何十年でも何百年でも改正の機會なからしめ、永久に存續せしめることが可能である。即ち條約は日本政府の意思次第で永久的條約となるであらう。然るところ、同條約は今より三十年前に日本が戰勝の餘威に乘じ、支那に迫つて締結に同意せしめたもので、支那は之によつて極めて不平等なる待遇を受けつゝあるのである。しかのみならず、輒近兩國の經濟商業及人民相互間の關係に多大の變遷を來したにも拘はらず、依然三十年前の條約を以て支那を束縛することは公正の原則に反し、不當の甚しきものである。支那は無期限に斯かる屈辱を忍ぶことが出來ない、といふところから、氏は支那の一方的意思表示による條約廢棄を諷めかしてゐる。

北京政府が我が政府に對する上掲一昨年十月二十日の公文に於て、改正の交渉不調の場合に關して保留したところも、蔣介石氏が今年一月言明したところも、ともに歸するところを一にし、

何れも一方的意思表示による條約廢棄が、不平等條約廢棄の目的を達する最後の手段であることを示したのである。

刁敏謙博士は自著「支那と他國との條約關係より生ずる法律上の義務」に於て、支那と列國との條約の多くは半世紀以前の締結にかゝり、當時豫期した種々の條件は其の存在を失ふたばかりでなく、諸種の事情に重大なる變化を來した。そして是等條約上の義務は新共和國の自由なる進歩と自然的發達とを阻害し、自己保存上甚しき脅威となつたことを理由とし、謂はゆる事情變更の原則によつて其の廢棄を主張し得ると論じてゐるが、定めし博士は、今より三十年前に締結せられた日支通商條約にも此の原則を適用することを躊躇しないであらう。

此の事情變更の原則は未だ確定した國際法の原則ではない。締約國が一方的意思表示によつて條約を廢棄し、條約上の義務を免れ得ることは有力なる反對説があるけれども、此の原則に基いて條約を廢棄した若干の先例が最近にもある。例へば千九百八年十月勃牙利が千八百七十八年の伯林條約第一條を廢棄して獨立を宣言し、同月塊洪國は同條約第二十五條を無視してボスニア・ヘルツェゴヴィナ二洲の併合を實行し、支那も亦千九百十三年十一月五日の露支條約及千九百十五年六月七日の露西亞及外蒙古との條約を千九百十九年十一月に廢棄した。斯かる先例があるのであるから、國民政府にして最後の手段として、事情變更の原則を楯として日支通商條約の廢棄を主張するときは、現在の如く不合理千萬である主張を爲すよりも、其の立場をして有利ならし

めるであらう。既に七月十九日の國民政府の通告中に此の主張の片鱗が現はれてゐるやうに思はれるから、場合によつては公然廢棄論の唱へられることあるを豫期せねばならない。

のみならず、現在周圍の事情は我國にとつて不利となりつゝあるやうに思はれる。私は今春支那旅行より歸つてから、大阪朝日紙上に掲載した論文の中に、關稅自主權回復問題に對する英米兩國政府の態度は恐らく強硬であるまいといつて置いたが、果せるかな、米國政府は七月二十五日支那の關稅自主權を承認する米支條約に調印した。もつとも、我國が支那の關稅自主權を承認せざる限同條約は空文同様であるけれども、其の成立が、不平等條約廢棄に關する國民政府の立場を有利に導くことは論ずるまでもないことである。英國政府も南京事件の解決を見た以上、米國政府の後を追ふて關稅自主權の承認だけは短期間に實行するであらうと思はれる。支那側の消息によれば、佛、伊、丁、西、葡諸國政府も上述の通商條約改正の交渉に應ずるさうであるから、關稅自主權の承認位はあるものと思はねばならぬ。

日支通商條約の效力に關する論争が解決せられ、日支兩國政府間に條約改正の交渉が始まる場合には、事情の許す限支那の國民的要求に對して同情的考量を加へ、其の要求にして合理的のものである以上努めて之を容認することは、右に述べた大勢に顧みても、又日支親善の新基礎を築き上げる爲にも必要であると思へる。このことに關しては種々論じたいことがあるけれども、總て他の機會に譲ることにする。(八月八日稿了)